

株式会社エスユーエス 定 款

1999年12月20日	作成
2000年 6月27日	改正
2001年 8月20日	改正
2001年10月25日	改正
2003年 2月28日	改正
2003年 6月26日	改正
2005年 3月15日	改正
2006年 6月26日	改正
2008年 6月26日	改正
2009年 6月29日	改正
2010年 6月28日	改正
2010年12月20日	改正
2013年 8月26日	改正
2015年12月24日	改正
2017年 4月27日	改正
2018年 3月 7日	改正
2019年12月23日	改正

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社エスユーエスと称し、英文では SUS Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車工作機械、家庭用電気製品製造機械、産業用ロボットの設計
2. 運搬機械・搬送機械装置の設計
3. 自動制御装置の設計・制作・販売
4. 前各号に関する技術教育及び技術情報の提供
5. 下記業務の請負
 - ① 建築物の清掃及び建築物の各種設備機器の点検・保守・管理
 - ② 金属工作機械製造業
 - ③ 自動車製造業及び自動車部品・付属品製造・検査業務
 - ④ 電気製品（音響用・映像用・照明用・厨房用・冷暖房用）の製造・組立
 - ⑤ 梱包・包装作業
 - ⑥ 発電機製造業
 - ⑦ 変圧器製造業
 - ⑧ 開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業
 - ⑨ 金属メッキ加工業
 - ⑩ プラスチック成型加工業
 - ⑪ 医薬品製造業
 - ⑫ 木製建具・建築用木製組立材料製造業
 - ⑬ コンクリート製造業

- ⑭ 染色整理業
- ⑮ 水産食料品・乳製品・冷凍調理食品製造業
- ⑯ セラミック製品研磨・検査業務
- ⑰ 経理事務処理・コンピューター・システムの操作技術・事務業務処理
- ⑱ 半導体使用装置及び半導体製品の制御装置の製造に関する、ハードウェアの開発、設計並びに同装置の保守・保全
- ⑲ 販売促進に関する情報資料の収集、企画及び販売
- 6. 経営コンサルティング
- 7. 企業における雇用管理及び職業問題に関する情報提供、委託による求職情報に関する資料の作成
- 8. 企業間の提携に関する仲介コンサルティング業務
- 9. 各種講演、セミナーの開催
- 10. コンピューターのソフトウェア設計・プログラム開発及び技術提供並びに保守に関する業務
- 11. 一般労働者派遣事業
- 12. 有料職業紹介事業
- 13. インターネットを利用または集合しての次の教育事業
 - ① IT系、電気・電子系、機械系技術向上のための教育
 - ② 財務、経理の知識向上のための教育
 - ③ 職業人として必要な資質向上のための教育
- 14. 心理テストの販売、分析業務受託
- 15. 起業家支援
- 16. インターネットサイトの開発・コンサルティング業務
- 17. 製造、開発、設計に係る業務受託
- 18. インターネットを利用した以下のサービス提供
 - ① クーポン、チケット及びその他物品の販売・仲介

- ② 人事評価・測定ツールの提供
- ③ 人材の採用管理ツールの提供
- ④ ソーシャルゲームの企画・開発・運営

19. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置く。

(機関)

第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は16,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する請求、届出等の手続及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 1 2 条 当会社の定時株主総会は、毎年 1 2 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに、随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 1 3 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。

(招集権者及び議長)

第 1 4 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(株主参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 1 5 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 1 6 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 1 7 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使するこ

とができる。

2. 前項の場合は、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は12名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 当社の取締役は、株主総会の決議において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を申し述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監 査 役 及 び 監 査 役 会

(監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 29 条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 役 員 の 責 任 制 限

(取締役会決議による責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、役員等（会社法第423条第1項に定めるものをいい、役員等であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(責任限定契約)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役等との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第8章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの一年とする。

(期末配当及び基準日)

第41条 当社は、定時株主総会の決議によって、毎年9月30日を基準日として株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行なう。

(中間配当及び基準日)

第42条 当社は、毎年3月31日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行なうことができる。

(除斥期間)

第43条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

第1条 第20条の規定に拘らず、2018年12月21日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期は、2020年開催の定時株主総会終結のときまでとする。本附則は、期日経過後これを削除する。

以上、現行の定款に相違ありません。

2019年12月23日

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8

京都三井ビルディング5階

株式会社 エスユーエス

代表取締役 齋藤 公男